

鹿児島空港航空貨物利用促進事業のご案内

公益社団法人鹿児島県貿易協会では、鹿児島空港国際化促進協議会の委託を受け、鹿児島空港の国際定期路線の安定的運行と国際空港貨物の需要拡大を目的とする「鹿児島空港航空貨物利用促進事業」を実施します。

この事業は、鹿児島空港貨物ビル航空会社棟（南国交通(株)上屋内）に設置された冷蔵冷凍施設を利用して、鹿児島県産品等（本県で収穫、生産又は製造された食品衛生法第4条に規定する食品）を輸出する荷主に交付するものです。

助成制度の活用をご希望の方は、協会ホームページ（下記参照）より申請書等をダウンロードし、事務局までお申込ください。<http://www.kibc-jp.com/index.htm>

【助成の条件】

- ①鹿児島空港からの輸出であること。
- ②鹿児島空港貨物ビル航空会社棟（南国交通(株)上屋内）に設置された冷蔵冷凍施設を利用した輸出であること。
- ③本県で生産または製造された食品衛生法第4条に規定する食品の輸出であること。
- ④平成28年4月1日から平成29年3月31日までに実施された輸出であること。

【助成金の額等】

項目	助成額
鹿児島空港貨物ビル航空会社棟（南国交通(株)上屋内）に設置された冷蔵冷凍施設使用料 ※1	1 kg当たり 100 円
鹿児島空港貨物ビル航空会社棟（南国交通(株)上屋内）までの陸送費 ※2	陸送費に係る経費の 1 / 2 上限額 30,000 円

※1 貨物上屋施設利用料のうち、基本料及び冷蔵冷凍庫施設使用料に対し、助成する。

※2 冷蔵冷凍施設使用料の助成を受ける場合に、冷蔵冷凍施設までの陸送費等に係る経費に対し助成

※3 助成金の交付は、交付申請の受付順とし、予算の範囲内で行うものとする。

【助成までの流れ】

①事業完了の日から30日以内に交付申請書（第1号様式）に下記の書類を添えて協会に提出する。

- (1) 実績報告書（第2号様式）
 - (2) 航空貨物輸送状(AWB)の写し
 - (3) 輸出品の納品書又は産地及び種別（食品・非食品の別）が記載された書類
 - (4) 経費の内訳の記載された請求書又は領収書の写し
 - (5) その他協会が必要と認める書類
- ②交付申請書の内容を審査後、協会より助成金交付決定通知書を交付。
- ③交付確定通知書を受領後、助成金交付請求書（4号様式）を協会に提出する。
- ④助成金の交付。

《お問合せ先》公益社団法人鹿児島県貿易協会 担当：橋口/谷口
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁9階かごしまPR課内）
TEL：099-251-8484 FAX：099-251-8483
E-mail：info@kibc-jp.com